

岐阜県公報

第二千七百八十六号
平成二十八年九月三十日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則

告示

農林水産大臣の保安林に指定の予定

農林水産大臣の指定施業要件の変更の予定

道路の区域変更

道路の供用開始

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

県営土地改良事業計画の決定

各務原都市計画の図書の縦覧

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良区役員の退任

土地改良区役員の就任

(人 事 課) 六二二
(検査監督課) 六二四

(治 山 課) 六二四

(同) 六二四

(道路維持課) 六二六

(同) 六二七

(環境生活政策課) 六二七

(商業・金融課) 六二八

(農地整備課) 六二八

(都市政策課) 六二八

(岐阜農林事務所) 六二九

(同) 六二九

(同) 六三〇

規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十九号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

本則第二号の表子育て支援企業発掘・指導専門職の項の次に次のように加える。

子育て支援相談専門職

月額 二〇六、〇〇〇円

本則第二号の表障害者職業訓練コーディネーターの項の次に次のように加える。

産業人材育成統括コーディネーター

月額 一八五、九〇〇円

本則第二号の表特別支援教育支援員の項の次に次のように加える。

就労支援コーディネーター

月額 一三四、九〇〇円

本則第二号の表宿日直業務専門職の項中「九、四〇〇円」を「九、七〇〇円」に、「五、八五〇円」を「六、〇五〇円」に、「三、八〇〇円」を「三、九〇〇円」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。

岐阜県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十号

岐阜県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則

岐阜県農業協同組合等検査規則（平成十三年岐阜県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

別記第一号様式（その一）中「~~第五号様式~~」を「~~第六号様式~~」に改める。

附則

この規則は、十月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第五百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年九月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市清見町大原字瀬戸山四三の二、四三の三五から四三の四〇まで、四三の四四、四三の五四、四三の七三、四三の七四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年九月三十日

岐阜県知事 古田 肇

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高山市岩井町九〇九の二、九一〇の二、九一〇の三、九二二の一、九二六の一、九二七、大島町一八二の一、一八二の三、一八三、一八四の一、一八五、一八六の一、一八六の二、一八六の四、一八六の五、一八七、一八八の一、一八九、滝町二四〇一、二四〇二、二四〇五の四、八日町一九一七、一九一八、丹生川町折敷地字立岩尾三五〇二の一、三五〇二の二、三五〇三、字黒花谷三五二八の二、三五二九、字下り谷三五三三の一、三五三三の三、三五三三、字所サコ三五三六の二、字コネス谷三五三八の二、三五三九、字腰谷三五六四の二、三五六五、丹生川町森部字水谷一五八〇の二、一五八〇の三、字権四郎谷一五八一の一、字岡田ヶ洞一五八四、

- 一五八五、一五八六の二から一五八六の三まで、清見町夏蔵字曲洞七三五の二〇、七三五の二一、清見町檜谷字カクレ洞七の三三から七の三八まで、七の四二から七の四八まで、一之宮町字餅谷平柄洞六六二六の二、字水洞六六九一の二、字尻立八〇二五の二、字マサ板八〇五五の二、朝日町青屋字樋ヶ洞三五〇二の二、高根町中之宿字本谷五三、字山葵五四、字フトウ五五、国府町宮地字二ノ谷一九三八の二、一九三八の三から一九三八の五まで、一九三八の二一、一九三八の二二、字奥西谷一九四三、字宮谷一九四四の二、字東谷一九四五の二、上宝町字生茂字高トヤ六二一の二、六二一の三、上宝町葛山字深谷中尾八四七の二、上宝町鼠餅字アザレ松一〇四五、一〇四六の二、字尾俣二二六一の三、一三六一の四〇
- (二) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (三) 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 高山市岩井町九一九の一、九一九の二、九一九の八、九一九の一六から九一九の一八まで、九二七、九二八の一、久々野町大西字西坂谷二一九から二二九まで、字東坂谷下坂谷二二三〇、字胡桃谷尻ナシ二二三一、朝日町甲字樽ヶ沢一九六八の九、一九六八の一〇、上宝町字生茂字高トヤ六二一の二、六二一の三
- (二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防止
- (三) 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 岐阜県告示第五百二二号
- 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。
- 平成二十八年九月三十日
- 岐阜県知事 古 田 肇
- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 飛騨市古川町黒内字中ノ俣二二七八の二、字シナノキ二二七九、字架橋二二八〇の二、古川町笹ヶ洞字西平一六二六の一、字霜深一六二七の一、字野土一六二八の一、字上樽一六三六の一、一六三六の二、古川町谷字袖峽二二四六、古川町畦畑字岩樽一五一八の二、字猪臥一五一九の二、一五一九の三、一五一九の一八、字木落一五二〇の二、一五二〇の四から一五二〇の六まで、字樽峽一五二一の二五、一五二一の八八、字葉手洞一五二八の三、一五二八の二五、一五二八の二五、字内ヶ谷一七六〇の二、一七六〇の三、一七六〇の五、一七六〇の七、一七六〇の七二、一七六〇の七三、字樽ヶ洞一七六一の一、一七六一の二、字廻り洞一七六三の二、一七六三の二一、字松ヶ洞一七六四の一、一七六四の二、字岩洲ヶ洞一七六五の一、字水ナシ一七六六の一、一七六六の四、一七六六の五、字小齋尾一七六九の一、一七六九の二、字大齋尾一七七〇、字日蔭葉手洞一七七二の一から一七七二の一〇まで、字猪臥谷一七七六の一から一七七六の七まで、字長峽一七七七の二から一七七七の四まで、河合町稲越字小滝二二〇の一、二二〇の二、字一ノ瀬一九〇九の一、河合町上ヶ島字ゴンチャチャミ二六〇の一から二六〇の三まで、二六〇の五、字板木平二六一の三、河合町元田字兀ノ谷六五四の一、字朝ヶら谷六五五の三、河合町

- 月ヶ瀬字ハナレクラ三九三の一、河合町角川字志んの谷三三二九の一、字大谷三三三〇から三三三四まで、二三四六の五、河合町天生字丸尾三八五の三、三八五の八、河合町二ツ屋字せんのう二〇六の四、河合町羽根字坂洞五九三、字舟曾六八三、字打越六八四、字かんば谷七四六の一、七四六の二、字東俣七五〇の二、七五一、字岩たれ七五三の一、字鳥屋尾七五四の三、七五五の三、七五五の四、七五六、河合町保字小鷹利一七八五の四、字いら谷一七八七の一、神岡町岩井谷字沼ノ洞三四九の一から三四九の三まで
- (二) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (三) 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飛驒市河合町稲越字岩樽一三四五の一、一三四五の一〇、河合町大谷字ねず尾六六九の一から六六九の三まで、河合町元田字中尾一〇七五の四、一〇七五の五、宮川町小谷字奥峠四七九の一、字青木四八〇
- (二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防止
- (三) 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百三三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年九月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月三十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	恵那市 白川線	恵那市大井町字入道坂二七七八番三地先から 同 市笠置町毛呂窪字榎杭七〇〇番一地先まで	A 前	三、九 三、六〇	三、四七〇	A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をい
		同 市笠置町毛呂窪字榎杭七〇〇番三地先まで	B 後	七、〇 七、六九	五、六五・七	
県道	恵那市 白川線	恵那市大井町字的ヶ屋敷四〇七番七地先から 同 市笠置町毛呂窪字榎杭七〇〇番三地先まで	B 後	七、〇 七、六九	五、六五・七	A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をい
		同 市笠置町毛呂窪字榎杭七〇〇番三地先まで	B 後	七、〇 七、六九	五、六五・七	

岐阜県告示第五百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ORGAN
 三代 表 者 の 氏 名 蒲 勇 介

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市湊町四五番地
 五 定款に記載された目的 この法人は、地域の担い手づくり・協働の場づくり・

合意形成支援事業、また地域資源を発掘、活用した体験
 交流型プログラムのコーディネート事業などを通じて、
 長良川流域に生きる当事者が、失われつつあるいのちの
 つながりを受け継ぎ、「お互いさま、おかげさま」が当
 たり前の持続可能な地域づくりに寄与することを目的と
 する。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模
 小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。
 なお、その届出書等は平成二十八年九月三十日から四月間岐阜県商工労働部商業・金
 融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。
 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべ
 き事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を
 提出することができる。

平成二十八年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成二十八年九月二十日
- 二 届出者の氏名又は名称
大黒天物産株式会社 外一者
- 三 建物の名称及び所在地
(仮称)ラ・ムー土岐店・ゲンキー定林寺店
土岐市泉町定林寺字土井二〇〇番一 外
- 四 大規模小売店舗の新設日

平成二十九年五月二十一日
 五 店舗面積
三、〇四六平方メートル

六 駐車場の収容台数
一四〇台

七 荷さばき施設の面積
二〇五平方メートル

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の
 県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の
 写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
東 高 山 地 区	高 山 市 役 所	平成二八・一〇・九・三〇から 同二八・一〇・三十一まで

各務原都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同
 法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十
 一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆
 の縦覧に供する。

平成二十八年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称

各務原都市計画地区計画 朝日地区地区計画
 二 縦覧場所
 岐阜県都市建設部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十八年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	年 月 日 任	役 名	氏 名	住 所
岐阜市方良区	平成 六・三・元	理事	野々村 貢	岐阜市石谷 四一五番地
同	同	同	野口 和光	同 三三五番地
同	同	同	大野 高夫	同 四九四番地
同	同	同	野 杉 進	同 五五七番地
同	同	同	小田 和雄	同 四一一番地
同	同	同	加藤 芳宣	同 一〇七〇番地
同	同	同	小枝 國昭	同 一一二〇番地五
同	同	同	小田 幹男	同 三五三番地一
同	同	同	野々村 邦彰	同 一七二七番地
同	同	同	矢野 隆晴	同 一七八三番地
同	同	同	村山 孝義	同 二四五番地
同	同	同	桐山 直幸	同 六七番地
同	同	同	豊吉 育夫	同 八〇二番地一
同	同	同	豊吉 守	同 一〇八一番地

就任した役員

土地改良区名	年 月 日 任	役 名	氏 名	住 所
岐阜市方良区	平成 六・四・五	理事	野々村 貢	岐阜市石谷 四一五番地
同	同	同	野々村 邦彰	同 一七二七番地
同	同	同	加藤 芳宣	同 一〇七〇番地
同	同	同	桐山 直幸	同 六七番地
同	同	同	豊吉 守	同 一〇八一番地
同	同	同	宮部 昌幸	同 一八六番地
同	同	同	野々村 康彦	同 三三〇番地
同	同	同	野々村 隆彦	同 石谷

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十八年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	年 月 日 任	役 名	氏 名	住 所
岐阜市方良区	平成 六・六・七	理事	大野 茂	本巢郡北方町曲路二丁目 八二番地
同	同	同	木野村 隆司	同 柱本三丁目 四〇番地

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十八年九月三十日

岐阜県知事 古田 肇

就任した役員

土地改良区	土地改良	年月日	役名	氏名	住	所
同	大野	甲志雄	同	曲路二丁目	七六番地	
同	加藤	正義	羽島郡岐南町上印食四丁目	一七八		
同	戸田	長壽	同	笠松町円城寺	七七七	
同	伏屋	賢治	同	岐南町伏屋四丁目	二二六	
同	小島	進	各務原市神置町四丁目	一三八		
同	栗田	榮三	同	三井町五丁目	一五	
同	船渡	久洋	岐阜市芋島四丁目	一七五		
同	日比野	正弘	各務原市前渡東町八丁目	一九〇		
同	岩田	進	岐阜市柳津町東塚五丁目	一一一		
同	高橋	伸治	羽島郡笠松町北及	二〇二〇		
同	岩田	悟	羽島市足近町南之川	一三七		
同	大橋	勝好	同	小熊町西小熊	一五五七	
同	味岡	弘	同	正木町大浦	一三〇三	
同	浅野	喜代司	同	竹鼻町飯柄	九六四	
同	田中	博	同	福寿町間島五丁目	一一一	
同	加藤	木孝	羽島郡笠松町円城寺	二五九六		

同	今井	正行	同	岐南町三宅七丁目	一〇一
同	尾関	貞克	各務原市上中屋町二丁目	一九七	
同	小川	稔	岐阜市柳津町南塚三丁目	一〇	
同	大野	成正	羽島市小熊町内栗野	五九七八	
同	花村	直良	同	正木町上大浦三丁目	五一

平成二十八年九月三十日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三一 岐阜県文芸社